

### III 參考資料



### Ⅲ 参考資料

1	八潮市上水道事業給水条例	92
2	八潮市上水道事業給水条例施行規程	100
3	八潮市指定給水装置工事事業者規程	106
4	八潮市上水道事業の設置等に関する条例	108
5	八潮市直結増圧給水設計施工基準	110
6	集合住宅のメーターユニット設置基準	116
7	3階建て建物への直結直圧給水施工基準	118
8	八潮市開発給水に係る給水管及び配水管取扱要綱	120



# 1 八潮市上水道事業給水条例



八潮市上水道事業給水条例(昭和34年条例第5号)の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則(第1条—第3条)
- 第2章 給水装置の工事及び費用(第4条—第10条)
- 第3章 給水(第11条—第20条)
- 第4章 料金、分担金、仮設保証金及び手数料(第21条—第30条)
- 第5章 管理(第31条—第34条)
- 第6章 貯水槽水道(第34条の2・第34条の3)
- 第7章 補則(第35条—第37条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、八潮市上水道事業の給水についての料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件及び給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 給水装置 水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第3条第9項に規定する給水装置をいう。
- (2) 給水装置工事 給水装置の設置又は変更(新設、改造、修繕(水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号。以下「施行規則」という。)第13条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去の工事をいう。)をいう。
- (3) 一般用 次号に規定する用途以外の水の用途をいう。
- (4) 臨時用 建設現場において使用する水の用途及び期限を定めて興行等に使用する水の用途をいう。

(平17条例41・平25条例42・一部改正)

(給水区域)

第3条 八潮市上水道事業の給水区域は、八潮市の区域内とする。

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置工事の申込み)

第4条 給水装置工事をしようとする者は、市長の定めるところにより、あらかじめ、市長に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 給水装置工事(新設の工事に限る。)をしようとする者で、臨時用に給水を受けようとするものは、前項に規定する申込みの際、あわせてその旨を申し出なければならない。

(平17条例41・平25条例42・一部改正)

(給水装置工事の費用負担)

第5条 給水装置工事に要する費用は、前条第1項の承認を受けた者の負担とする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、市長がその費用を負担することができる。

(平25条例42・一部改正)

(工事の施行等)

第6条 給水装置工事は、市長又は市長が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。

2 指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ、市長の設計審査(使用材料の確認を含む。以下同じ。)を受け、かつ、工事しゅん工後に市長の工事検査を受けなければならない。

3 市長は、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

(平25条例42・一部改正)

(給水管及び給水用具の指定)

第7条 市長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から市の水道メーター(以下「メーター」という。)までの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 市長は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

3 前2項の規定は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(平25条例42・一部改正)

(工事費の算出方法)

第8条 市長が施行する給水装置工事に要する費用(以下「工事費」という。)は、次に掲げる費用の合計額とする。

- (1) 材料費
- (2) 運搬費
- (3) 労力費
- (4) 道路復旧費
- (5) 工事監督費
- (6) 間接経費
- (7) その他市長が必要と認める費用

2 前項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、市長が別に定める。

(平25条例42・一部改正)

(工事費の予納)

第9条 第4条の承認を受けた者が市長に給水装置工事を申し込む場合には、設計によって算出した工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、市長が、その必要がないと認めた工事については、この限りでない。

2 前項の工事費の概算額は、工事しゅん工後に清算する。

(平25条例42・一部改正)

(給水装置の変更等の工事)

第10条 市長は、やむを得ない事情により、配水管の移転その他給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

(平25条例42・一部改正)

### 第3章 給水

(給水の原則)

第11条 市長は、法第15条第2項ただし書又はこの条例に定める場合を除き、給水の停止(制限を含む。以下同じ。)をしてはならない。

2 前項の規定による給水の停止のため損害を生ずることがあっても、市は、その責めを負わない。

(平25条例42・一部改正)

(給水契約の申込み)

第12条 水道により給水を受けようとする者は、市長の定めるところにより、あらかじめ、市長に給水契約の申込みをし、その承認を受けなければならない。

(平25条例42・一部改正)

(給水装置の所有者の代理人)

第13条 市長は、給水装置の所有者が市内に居住しないとき又は必要があると認めるときは、給水装置の所有者に対し、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する代理人を置くよう求めることができる。

(平25条例42・一部改正)

(管理人の選定)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に、この条例に定める事項を処理させるため、管理人を選定することを求め、当該管理人に対し、その旨を届け出るよう求めることができる。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 給水装置を共用する者
- (3) その他市長が必要と認めた者

2 市長は、前項の管理人を不適当と認めるときは、変更させることができる。

(平25条例42・一部改正)

(メーターの設置)

第15条 給水量は、メーターにより計量する。ただし、市長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 メーターを設置する位置は、市長が定める。

(平25条例42・一部改正)

(メーターの保管)

第16条 市長は、水道使用者(第12条の承認を受けた者をいう。以下同じ。)又は管理人若しくは給水装置の所有者(以下「水道使用者等」という。)にメーターを保管させるものとする。

2 前項のメーターを保管する者(以下「保管者」という。)は、適切にメーターを管理しなければならない。



3 保管者が、前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失し、又は毀損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

(平 25 条例 42・一部改正)

(水の使用の中止、変更等の届出)

第 17 条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 給水契約を解除しようとするとき。
- (2) 消防の演習のため私設消火栓を利用し、水を使用するとき。

2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 水道使用者の氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 給水装置の所有者に変更があったとき。
- (3) 消防用として水を使用したとき。
- (4) 管理人に変更があったとき又はその住所に変更があったとき。

(平 25 条例 42・一部改正)

(私設消火栓の使用)

第 18 条 市長は、前条第 1 項第 2 号に規定する場合の届出があったときは、指定する職員を立ち合わせるものとする。

(平 25 条例 42・一部改正)

(水道使用者等の管理上の責任)

第 19 条 水道使用者等は、水が汚染し、又は漏水しないよう、給水装置を適切に管理し、異常があるときは、直ちに市長に届け出なければならない。

2 前項において給水装置工事(修繕の工事に限る。以下この項において同じ。)を必要とするときは、その給水装置工事に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを徴収しないことができる。

3 第 1 項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(平 25 条例 42・一部改正)

(給水装置及び水質の検査)

第 20 条 市長は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を当該水道使用者等に通知する。

2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、当該水道使用者等からその実費額を徴収する。

(平 25 条例 42・一部改正)

#### 第 4 章 料金、分担金、仮設保証金及び手数料

(料金の支払義務)

第 21 条 水道料金(以下「料金」という。)は、水道使用者から徴収する。

(料金)

第 22 条 料金は、次の表に定めるところにより算定した基本料金と超過料金との合計額に 100 分の 110 を乗じて得た金額とする。この場合において、1 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

用途	口径 (ミリメートル)	基本料金(1月につき)		超過料金 (1月につき)
		使用水量	金額(円)	
一般用	13	8 立方メートル以下の分	800	ア 8 立方メートルを超え 10 立方メートル以下の分は、1 立方メートルにつき 100 円とする。 イ 10 立方メートルを超え 20 立方メートル以下の分は、1 立方メートルにつき 130 円とする。 ウ 20 立方メートルを超え 30 立方メートル以下の分は、1 立方メートルにつき 170 円とする。 エ 30 立方メートルを超え 50 立方メートル以下の分は、1 立方メートルにつき 250 円とする。 オ 50 立方メートルを超える分は、1 立方メートルにつき 280 円とする。
	20		1,250	
	25		1,700	
	50		3,200	
	75		5,100	
	100		7,600	
臨時用	13	8 立方メートル以下の分	2,600	ア 8 立方メートルを超え 10 立方メートル以下の分は、1 立方メートルにつき 100 円とする。 イ 10 立方メートルを超え 20 立方メートル以下の分は、1 立方メートルにつき 130 円とする。 ウ 20 立方メートルを超え 30 立方メートル以下の分は、1 立方メートルにつき 170 円とする。 エ 30 立方メートルを超え 50 立方メートル以下の分は、1 立方メートルにつき 250 円とする。 オ 50 立方メートルを超える分は、1 立方メートルにつき 280 円とする。
	20		2,700	
	25		2,800	
	50		4,300	
	75		6,200	
	100		8,700	

(平 17 条例 41・平 25 条例 42・平 31 条例 9・一部改正)

(料金の算定)

第23条 料金は、毎月の定例日(料金算定の基準日として、あらかじめ、市長が定めた日をいう。以下同じ。)に、メーターの点検を行い、その日の属する月分として算定する。ただし、市長が必要と認めるときは隔月の定例日に点検を行い、その日の属する月分及びその前月分として算定することができる。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、やむを得ない理由があるときは、定例日以外の日に点検を行うことができる。この場合において、当然点検は、定例日になされたものとみなす。

(平25条例42・平27条例38・一部改正)

(使用水量の認定)

第24条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量を認定する。

- (1) メーターに異常があったとき。
- (2) その他使用水量が不明のとき。

(平25条例42・一部改正)

(特別な場合における基本料金の算定)

第25条 水道使用者が、月の中途において水の使用を開始し、又は休止し、若しくは廃止した場合の基本料金は、その使用した日数が前回の定例日から起算して15日を超えるときは1月分の額とし、15日以内のときは1月分の2分の1の額とする。

(平27条例38・全改)

(料金の徴収方法)

第26条 料金は、納付又は口座振替の方法により毎月徴収する。ただし、市長が必要があると認めるときは、隔月に徴収することができる。

(平25条例42・一部改正)

(分担金)

第27条 給水装置工事(新設の工事又は改造の工事のうち給水管及びメーターの口径の増径を伴う工事に限る。)をしようとする者は、市長に給水申込分担金(以下「分担金」という。)を納付しなければならない。

2 分担金の額は、給水装置のメーターの口径に応じ次の表に定める額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、給水装置工事(改造の工事のうち給水管及びメーターの口径の増径を伴う工事に限る。)をしようとする者に係る分担金の額は、当該工事後の給水装置に係るメーターの口径に対応する分担金の額から当該工事前の給水装置に係るメーターの口径に対応する分担金の額を控除して得た額とし、給水装置工事(従前の給水装置を撤去し新規に給水装置を設置する工事に限る。)をしようとする者に係る分担金の額は、新規に設置しようとする給水装置に係るメーターの口径に対応する分担金の額から撤去しようとする給水装置に係るメーターの口径に対応する分担金の額を控除して得た額とする。

口径13ミリメートル	140,000円
口径20ミリメートル	200,000円
口径25ミリメートル	330,000円
口径50ミリメートル	1,700,000円
口径75ミリメートル	4,500,000円
口径100ミリメートル	9,000,000円
上記以外のものについては、市長が別に定める。	

3 分担金は、第4条の申込みの際これを徴収する。

4 既に納めた分担金については、これを還付しない。

(平25条例42・平31条例9・一部改正)

(仮設保証金)

第28条 前条の規定にかかわらず、給水装置工事(新設の工事に限る。)をしようとする者で臨時用の申出をした者は、設置しようとする給水装置に係るメーターの口径に応じた分担金の相当額(以下「仮設保証金」という。)を納付しなければならない。

2 仮設保証金は、第4条の申込みの際これを徴収する。

3 仮設保証金は、その用途が終了し、料金を完納した後に還付する。

4 仮設保証金には、利息を付さない。

(平17条例41・一部改正)

(手数料)

第29条 市長は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める手数料を徴収する。

- (1) 市長が給水装置工事の設計をするとき。

- ア メーターの口径が 25 ミリメートル以下のもの 1 件につき 12,000 円
- イ メーターの口径が 25 ミリメートルを超えるもの 1 件につき 18,000 円
- (2) 法第 16 条の 2 第 1 項の指定をするとき 1 件につき 20,000 円
- (3) 法第 25 条の 3 の 2 第 1 項の規定による指定の更新をするとき 1 件につき 10,000 円
- (4) 第 6 条第 2 項の設計審査をするとき。
  - ア メーターの口径が 25 ミリメートル以下のもの 1 件につき 2,000 円
  - イ メーターの口径が 25 ミリメートルを超えるもの 1 件につき 3,000 円
- (5) 第 6 条第 2 項の工事検査をするとき。
  - ア メーターの口径が 25 ミリメートル以下のもの 1 件につき 1,000 円
  - イ メーターの口径が 25 ミリメートルを超えるもの 1 件につき 2,000 円
- (6) 第 18 条の立会いをするとき 1 回につき 300 円
- (7) 第 32 条第 2 項の確認をするとき 1 件につき 10,000 円  
(平 25 条例 42・令元条例 12・一部改正)

(料金等の減額又は免除)

第 30 条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例に定める料金、分担金、手数料その他の費用を減額又は免除することができる。

(平 25 条例 42・一部改正)

#### 第 5 章 管理

(給水装置の検査等)

第 31 条 市長は、管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。

(平 25 条例 42・一部改正)

(給水装置の基準違反に対する措置)

第 32 条 市長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和 32 年政令第 336 号)第 6 条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置が、市長又は指定給水装置工事業業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、施行規則第 13 条に規定する給水装置の軽微な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(平 17 条例 41・平 25 条例 42・令元条例 12・一部改正)

(給水の停止)

第 33 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道使用者等に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 水道使用者等が、工事費、第 19 条第 2 項の費用、料金、分担金、仮設保証金又は第 29 条の手数料を指定期限内に納入しないとき。
- (2) 水道使用者等が、正当な理由がなくて、第 23 条のメーターの点検又は第 31 条の検査を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 給水栓を、汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。

(平 25 条例 42・一部改正)

(給水装置の切離し)

第 34 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置の所有者が 90 日以上所在が不明であり、かつ、給水装置の使用者がないとき。
- (2) 給水装置が使用中止の状態にあって、将来使用の見込みがないと認めるとき。

(平 25 条例 42・一部改正)

#### 第 6 章 貯水槽水道

(平 14 条例 34・追加)

(市長の責務)

第 34 条の 2 市長は、貯水槽水道(法第 14 条第 2 項第 5 号に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言又は勧告を行うものとする。

2 市長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報の提供を行うものとする。

(平 14 条例 34・追加、平 25 条例 42・一部改正)

(設置者の責務)

第34条の3 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。次項において同じ。)の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けるよう努めなければならない。

(平14条例34・追加)

#### 第7章 補則

(平14条例34・旧第6章繰下)

(罰則)

第35条 次の各号の一に該当する者は、50,000円以下の過料に処する。

- (1) 第4条の承認を受けずに、給水装置工事をした者
- (2) 正当な理由がなく、第15条第2項のメーターの設置、第23条のメーターの点検、第31条の検査又は第33条の給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (3) 第19条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者
- (4) 料金、分担金又は第29条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正行為をした者

第36条 詐欺その他不正の行為によって料金、分担金又は第29条の手数料の徴収を免れた者は、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

(平11条例29・一部改正)

(委任)

第37条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平25条例42・一部改正)

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の八潮市上水道事業給水条例の規定によりなされた申込み、届出その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた申込み、届出その他の行為とみなす。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成11年条例第29号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(八潮市上水道事業給水条例の一部改正に伴う経過措置)

5 第4条の規定による改正後の八潮市上水道事業給水条例の施行前にした行為に対する第36条の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成14年条例第34号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第41号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 改正前の八潮市上水道事業給水条例(以下「改正前の条例」という。)において工事用の用途として取り扱われていた水の用途については、改正後の八潮市上水道事業給水条例(以下「改正後の条例」という。)においては、これを臨時用の用途として取り扱う。

3 改正後の条例第22条の規定にかかわらず、施行日前から施行日以後にかけて継続的に供給している水道の使用に係る水道料金の算定において、施行日以後初めて行われる検針が平成18年4月30日以前である場合の当該水道料金の算定については、改正前の条例第22条の規定を適用して、これを行うものとする。

4 改正後の条例第22条の規定にかかわらず、施行日前から施行日以後にかけて継続的に供給している水道の使用に係る水道料金の算定において、施行日以後初めて行われる検針が平成18年5月1日以後である場合の当該水道料金の算定については、当該検針に係る使用水量を2で除したものを(以下「分割使用水量」という。)に改正前の条例第22条の規定を適用して得られた額と分割使用水量に改正後の条例第22条の規定を適用して得られた額とを合わせた額を当該検針に係る水道料金として、これを行うものとする。

附 則(平成25年条例第42号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第3条中八潮市上水道事業給水条例第2条、第4条第1項、第5条、第6条、第7条第1項及び第2項、第8条、第9条第1項、第10条、第11条第1項、第12条から第15条まで、第16条第1項及び第3項、第17条、第18条、第19条第1項及び第2項、第20条第1項、第23条、第24条、第26条、第27条第1項及び同条第2項の表、第29条から第34条の2まで並びに第37条の改正規定は、公布の日から施行する。

(八潮市上水道事業給水条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 第3条による改正後の八潮市上水道事業給水条例(附則第7項において「新水道条例」という。)第22条の規定にかかわらず、施行日前から継続して使用する水道料金であって、施行日から平成26年4月30日までの間に水道料金の支払を受ける権利が確定されるもの、及び同日後に水道料金の支払を受ける権利が確定されるもの(当該水道料金の額を、前回確定日(その直前の水道料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。)の翌日から起算して施行日以後初めて水道料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日の翌日から起算して同月30日までの期間の月数を乗じて得た額に相当する部分に限る。)の算定については、なお従前の例による。
- 6 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。
- 7 新水道条例第27条第2項の規定は、施行日以後に申込みを受理する給水装置工事に係る分担金の算定について適用し、施行日前に申込みを受理した給水装置工事に係る分担金の算定については、なお従前の例による。

附 則(平成27年条例第38号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第23条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の八潮市上水道事業給水条例第25条の規定は、この条例の施行日以後に水の使用を開始した者の使用に係る基本料金について適用し、施行日前に水の使用を開始した者の使用に係る基本料金で、施行日以後最初の点検を行う定例日(料金算定の基準日として、あらかじめ、市長が定めた日をいう。以下この項において同じ。)における基本料金及び施行日以後最初の点検を行う定例日までの間に水の使用を休止し、又は廃止したものの使用に係る基本料金については、なお従前の例による。

附 則(平成31年条例第9号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(八潮市上水道事業給水条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 第2条による改正後の八潮市上水道事業給水条例(附則第6項において「新水道条例」という。)第22条の規定にかかわらず、施行日前から継続して使用する水道料金であって、施行日から平成31年10月31日までの間に水道料金の支払を受ける権利が確定されるもの、及び同日後に水道料金の支払を受ける権利が確定されるもの(当該水道料金の額を、前回確定日(その直前の水道料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。)の翌日から起算して施行日以後初めて水道料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日の翌日から起算して同月31日までの期間の月数を乗じて得た額に相当する部分に限る。)の算定については、なお従前の例による。
- 5 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。
- 6 新水道条例第27条第2項の規定は、施行日以後に申込みを受理する給水装置工事に係る分担金の算定について適用し、施行日前に申込みを受理した給水装置工事に係る分担金の算定については、なお従前の例による。

附 則(令和元年条例第12号)

この条例は、令和元年10月1日から施行する。



## 2 八潮市上水道事業給水条例施行規程





目次

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 給水装置の工事(第2条—第11条)
- 第3章 給水(第12条—第20条)
- 第4章 水道料金等(第21条—第27条)
- 第5章 管理(第28条・第29条)
- 第6章 貯水槽水道(第30条)
- 第7章 雑則(第31条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、八潮市上水道事業給水条例(平成9年条例第31号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 給水装置の工事

(給水装置工事の申込み)

第2条 条例第4条第1項の申込みは、給水装置工事申込書(様式第1号)による。

2 前項の給水装置工事申込書には、次に掲げる書類(修繕及び撤去の工事の申込みにあつては、第1号、第2号及び第4号に掲げる書類)を添付しなければならない。

(1) 給水装置工事設計書

(2) 給水装置工事設計図(新設、改造及び修繕の工事の申込みにあつては一次側(配水管への給水管の取付口からメーターまでの給水装置をいう。以下同じ。)及び二次側(一次側以外の給水装置をいう。)の平面図及び立体図、撤去の工事の申込みにあつては一次側の平面図)

(3) 建築確認照合書又は市長が必要とするもの

(4) 工事箇所案内図

(平23水管規程3・一部改正)

第3条 給水装置工事をしようとする者から委任を受けて指定給水装置工事事業者が条例第4条第1項の申込みをしようとするときは、当該申込みの際、委任状を提出しなければならない。

(平23水管規程3・一部改正)

(臨時用)

第4条 臨時用に水を使用しようとする者は、第2条第1項の給水装置工事申込書に誓約書を添付して市長に申し込まなければならない。

2 臨時用の水の使用の期間は、条例第4条第1項の申込みがあつた日から1年以内とし、当該期間の経過後、水道使用者等は、速やかに、給水装置を撤去しなければならない。ただし、当該臨時用に係る給水契約を更新した場合は、この限りでない。

3 臨時用に水を使用している場合は、次に掲げる事項を行うことはできない。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

(1) メーターの口径の変更

(2) 給水装置の所有者の変更

(3) 水の使用中止

(平17水管規程6・平23水管規程3・一部改正)

(工事申込みの承認等)

第5条 市長は、条例第4条第1項の承認をするときは給水装置工事承認書(様式第2号)により、同項の承認をしないときは給水装置工事不承認書(様式第3号)により、当該承認に係る申込みをした者に通知するものとする。

2 条例第4条第1項の申込みをした者が当該申込みに係る給水装置工事をしないこととなつたときは、書面により市長に届け出なければならない。

(平23水管規程3・一部改正)

(市長の費用負担)

第6条 条例第5条ただし書の規定により市長が負担する費用は、一次側の修繕の工事であつて市長が通常の管理を行ううえで必要なものに要する費用とする。

(平23水管規程3・一部改正)

(設計審査)

第7条 市長は、条例第6条第2項の設計審査をした結果、当該審査に係る設計の内容が不適合と認めるときは、設計のやり直しを命ずることができる。

2 条例第6条第2項の設計審査後、当該審査に係る設計に変更が生じたときは、指定給水装置工事事業者は、次に掲げる書類を市長に提出し、審査を受けなければならない。ただし、市長が軽易な変更と認めたときは、この限りでない。

- (1) 給水装置工事変更設計書
- (2) 給水装置工事変更設計図

(平23水管規程3・一部改正)

(工事検査)

第8条 条例第6条第2項の規定により工事検査を受けようとする者は、給水装置工事完了検査申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、条例第6条第2項の工事検査をした結果、当該検査に係る給水装置が不適合と認めるときは、工事のやり直しを命ずることができる。

(平23水管規程3・一部改正)

(一次側の指定)

第9条 条例第7条第1項に規定する給水管及び給水用具についての構造及び材質の指定は、次のとおりとする。

- (1) 配水管及び給水管(市長が指定する給水管に限る。)からの給水管の分岐については、市長が指定するサドル付分水栓、EFプラグ付サドル又は不断水割丁字管を使用すること。
- (2) 配水管への給水管の取付口から当該取付口に最も近い止水栓(当該止水栓が道路に埋設されているときは、道路以外の部分に埋設されている止水栓で当該取付口に最も近いもの)までの間の給水管については、次に定める管を使用すること。

ア 口径50ミリメートル以下の給水管については、水道用ポリエチレン軟質二層管又は高密度ポリエチレン管。ただし、市長が認めた場合は、水道用波状ステンレス鋼管

イ 口径75ミリメートル以上の給水管については、第1種ダクタイル鋳鉄管又は高密度ポリエチレン管

2 条例第7条第2項に規定する工法、工期その他工事上の条件の指示は、次のとおりとする。

- (1) 乙止水栓及び止水栓筐を垂直に設置すること。
- (2) 丙止水栓、逆止弁及びメーターボックスを水平に設置すること。
- (3) 給水管を私道内においては地表から75センチメートル以上の深さ(当該私道が公道と同等程度に車両の通行が可能である場合においては、公道に埋設する場合と同様の深さ)、宅地内においては地表から30センチメートル以上の深さに埋設すること。ただし、技術上困難であるときその他やむを得ない場合は、この限りでない。
- (4) 給水管の口径に比べて著しく多量の水を一時に使用する箇所その他必要がある箇所には、受水タンクを設置すること。

(平14水管規程5・平23水管規程3・令2水管規程2・一部改正)

(危険防止の措置)

第10条 水の供給の安全を図るため、次に定める基準により給水装置工事を施行しなければならない。

- (1) 集合住宅にあつては、各戸の給水管の分岐部分と止水栓の間に逆流防止弁、定流量弁等を設けること。
- (2) 露出した給水管にあつては、耐衝撃圧及び耐圧を有し、防寒、防露及び防熱の措置を施すこと。
- (3) 建物に取り付ける給水管については、80センチメートルごとに支持金具等をもって管の振れ等を防ぐ措置を施すこと。
- (4) 水路を横断する給水管については、耐圧及び防蝕の措置を施すこと。この場合において給水管を埋設することができないときは、サヤ管等により防護すること。
- (5) 管を接合する場合にあつては、さびの発生を防ぎ、水が漏れることがなく、基準水圧に耐えるものとする。
- (6) メーターの設置後、給水栓から放水し、給水装置の安全を確認すること。
- (7) 配水管から給水管を取りはずす工事をする場合は、配水管への取付口において閉栓をすること。

(支分引用)

第11条 支分引用をしようとする者は、市長に支分引用願いを提出しなければならない。

2 給水装置が支分引用による場合であつて、当該給水装置を撤去しようとするときは、前条第7号の規定にかかわらず、当該給水装置の給水管を取り付けている給水管の取付口において閉栓しなければならない。

3 条例第10条に規定する工事によって変更を加える給水装置に支分引用がある場合、当該支分引用している者からの申込みにより、当該工事に伴って配水管に当該給水装置の給水管を取り付けることができる。

(平23水管規程3・一部改正)

### 第3章 給水

(給水の申込み)

第12条 条例第12条の申込みは、給水使用開始申込書(様式第5号)による。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

(平23水管規程3・一部改正)

(代理人の届出)

第13条 条例第13条の規定により代理人を置くこととした給水装置の所有者は、その旨を市長に届け出なければならない。

(平23水管規程3・一部改正)

(管理人の届出)

第14条 条例第14条第2項の規定により管理人を変更させるときは、その旨を記載した書面により指示するものとする。

(メーターの位置)

第15条 条例第15条第2項に規定するメーターの位置は、次のとおりとする。ただし、市長が認めるものについては、この限りでない。

- (1) 建築物の外に設置し、当該建築物の敷地内であること。
- (2) 配水管への給水管の取付口に最も近い位置で、土地の境界から当該敷地内200センチメートル以内であること。
- (3) 点検及び交換作業を容易に行うことができ、危険でない場所であること。
- (4) 衛生的で損傷のおそれがない場所であること。
- (5) メーターを水平に設けることができる場所であること。

(平23水管規程3・一部改正)

(メーターボックスの設置等)

第16条 保管者は、メーターを保護するため市長の指定したメーターボックスを設置しなければならない。

2 保管者は、メーターを亡失し、又は棄損したときは、書面により市長に届け出なければならない。

3 条例第16条第3項に規定する損害額は、メーターの購入価格に相当する額とする。

(平23水管規程3・一部改正)

(給水使用中止の届出)

第17条 条例第17条第1項第1号に該当する場合の届出は、給水使用中止届(様式第6号)による。

(所有者変更の届出)

第18条 条例第17条第2項第2号に該当する場合の届出は、給水装置所有者変更届(様式第7号)による。

(修繕の工事の指示)

第19条 条例第19条第2項の給水装置工事は、市長の指示に基づき水道使用者等が行わなければならない。

(平23水管規程3・一部改正)

(給水装置及び水質の検査請求)

第20条 条例第20条第1項に規定する請求は、給水装置(水質)検査請求書(様式第8号)による。

#### 第4章 水道料金等

(使用水量の通知)

第21条 市長は、条例第23条に規定するメーターの点検をしたときは、その都度使用水量を検針通知票により水道使用者等に通知するものとする。

(平23水管規程3・一部改正)

(使用水量の認定基準)

第22条 条例第24条の規定により市長が認定する使用水量は、使用水量が不明である月の前6月の平均使用水量に相当する水量とする。ただし、当該平均使用水量が求められないものについては、この限りでない。

(平23水管規程3・一部改正)

(料金の納期限)

第23条 条例第26条に規定する料金の納付等の期限は、定例日の属する月の翌月の9日とする。

(料金徴収後の過不足精算)

第24条 市長は、過誤納金を精算するとき、料金の未納がある場合は、当該過誤納金を料金に充当することができる。

(平23水管規程3・一部改正)

(メーターにより計量しないものの水の料金)

第25条 水槽等に一時的に水を必要とし、メーターにより計量しないで水を供給した場合の料金は、使用水量に条例第22条の表の超過料金の最高の単価に基づき算定した額とする。

(仮設保証金)

第26条 条例第28条の規定により仮設保証金が納入されたとき市長は、申込者に仮設保証金預り証(様式第9号)を発行する。

(平23水管規程3・一部改正)

(料金等の減額又は免除)

第27条 条例第30条の規定により料金等の減額又は免除をする場合及びその額は、次のとおりとする。

- (1) 地下漏水等で水道使用者等に条例第19条の義務違反がないと市長が認めた場合 料金の額のうち市長が認めた額の減額又は免除
  - (2) 公益のため市が施設を設置する場合 分担金の額の2分の1の減額
  - (3) 集団住宅・店舗における配水管分岐から受水槽までの給水装置に設置するメーター(以下「親メーター」という。)及び受水槽から各水栓までの給水装置に各戸メーターを設置する場合 親メーターの分担金の免除
  - (4) 料金を口座振替の方法により納入する場合 料金の額のうち一回の引き落としに当たり50円に100分の110を乗じて得た金額を減額する。ただし、水道使用者の責めに帰すべき事由により、料金が、市長が別に定める納期限までに納入されなかったときは、この限りでない。
  - (5) 前各号に定めるもののほか、災害の発生その他の市長が別に定める場合 料金の額のうち市長が別に定める額の減額又は免除
- 2 前項(第5号の場合にあつては、市長が別に定めるときを除く。)の規定による料金等の減額又は免除を受けようとする者は、その理由を記載した申請書を市長に提出しなければならない。ただし、前項第3号に該当する場合は、八潮市水道事業出納取扱金融機関及び八潮市水道事業収納取扱金融機関が承認した水道料金預金口座振替払いに関する届出書等の提出をもって代えるものとする。
- 3 第1項第1号の規定にかかわらず、料金を滞納している場合は、料金の減額又は免除は行わない。

(平16水管規程3・平17水管規程6・平23水管規程3・平25水管規程1・平31水管規程1・令2水管規程4・一部改正)

#### 第5章 管理

(給水拒否等の通知)

第28条 市長は、条例第32条の規定により給水契約の申込みを拒み、又は給水を停止しようとするときは、給水拒否等通知書(様式第10号)により通知するものとする。

(平23水管規程3・一部改正)

(給水停止の通知)

第29条 市長は、条例第33条の規定により給水の停止をするときは、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書により通知するものとする。

- (1) 料金を納入していないとき 給水停止通知書(様式第11号)
- (2) 前号に掲げる場合以外のとき 給水停止通知書(様式第12号)

(平23水管規程3・一部改正)

#### 第6章 貯水槽水道

(平15水管規程1・追加)

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等)

第30条 条例第34条の3第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査の受検は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。

ア 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。

イ 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令(平成4年厚生省令第69号)の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

- (2) 前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に、法第34条の2第2項に規定する地方公共団体の機関若しくは厚生労働大臣の指定する者又は衛生行政の長が認める者による水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を受けること。

(平15水管規程1・追加、平17水管規程5・一部改正)

#### 第7章 雑則

(その他)

第31条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(平23水管規程3・一部改正)

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成14年水管規程第5号)

- 1 この規程は、平成14年10月1日から施行する。
- 2 この規程の際現に、改正前の八潮市上水道事業給水条例施行規程第9条第1項第2号アただし書の規定に基づき使用されている耐衝撃性塩化ビニール管については、施行日以後においても使用することができる。

附 則(平成14年水管規程第7号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年水管規程第1号)

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年水管規程第1号)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年水管規程第3号)

この規程は、平成16年8月1日から施行する。

附 則(平成17年水管規程第1号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年水管規程第5号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年水管規程第6号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 八潮市上水道事業給水条例の一部を改正する条例(平成17年条例第41号)附則第3項及び第4項の規定により改正前の八潮市上水道事業給水条例第22条の規定を適用して算定される料金については、なお従前の例による。

附 則(平成23年水管規程第3号)抄

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。  
(八潮市上水道事業給水条例施行規程の一部改正に伴う経過措置)
- 5 この規程の施行の際現にある前項の規定による改正前の八潮市上水道事業給水条例施行規程の様式による用紙については、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則(平成25年水管規程第1号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成31年水管規程第1号)

この規程は、平成31年10月1日から施行する。

附 則(令和2年水管規程第2号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年水管規程第4号)

この規程は、公布の日から施行する。



### 3 八潮市指定給水装置工事事業者規程





八潮市上水道工事指定店規程(昭和51年水管規程第2号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規程は、水道法(昭和32年法律第177号)第16条の2第1項の規定に基づき指定する指定給水装置工事事業者について必要な事項を定めるものとする。

(平23水管規程3・一部改正)

(指定工事事業者証の交付)

第2条 市長は、指定給水装置工事事業者の指定又は指定の更新をしたときは、当該指定給水装置工事事業者に八潮市指定給水装置工事事業者証(様式第1号。以下「指定工事事業者証」という。)を交付する。

2 指定給水装置工事事業者は、給水装置工事の事業を廃止したとき、又は水道法第25条の11第1項の規定による指定の取消しを受けたときは、指定工事事業者証を市長に返納するものとする。

3 指定給水装置工事事業者は、給水装置工事の事業を休止したとき、又は第4条第1項の規定による指定の効力の停止を受けたときは、指定工事事業者証を市長に提出しなければならない。

4 指定給水装置工事事業者は、指定工事事業者証を汚損し、又は紛失したときは、直ちに指定給水装置工事事業者証再交付申請書(様式第2号)により、再交付の申請をしなければならない。

(平23水管規程3・令元水管規程1・一部改正)

(指定の取消し)

第3条 市長は、水道法第25条の11第1項の規定により指定給水装置工事事業者の指定を取り消すときは、指定給水装置工事事業者指定取消通知書(様式第3号)により行うものとする。

(平23水管規程3・全改)

(指定の効力の停止)

第4条 市長は、指定給水装置工事事業者が水道法第25条の11第1項各号のいずれかに該当する場合において、当該指定給水装置工事事業者に考慮すべき特別の事情があると認めるときは、指定給水装置工事事業者の指定の取消しに替えて、6月を超えない期間を定めて指定の効力を停止することができる。

2 市長は、前項の規定により指定の効力を停止するときは、指定給水装置工事事業者指定効力停止通知書(様式第4号)により行うものとする。

(平23水管規程3・追加)

(指定等の公示)

第5条 市長は、次の各号に該当するときは、その都度公示する。

- (1) 水道法第16条の2第1項の規定により指定給水装置工事事業者の指定をしたとき。
- (2) 水道法第25条の3の2第1項の規定により指定給水装置工事事業者の指定の更新をしたとき。
- (3) 水道法第25条の7の規定による給水装置工事事業の廃止、休止又は再開の届出があったとき。
- (4) 水道法第25条の11第1項の規定により指定給水装置工事事業者の指定を取り消したとき。
- (5) 前条第1項の規定により指定給水装置工事事業者の指定の効力を停止したとき。

(平23水管規程3・旧第4条繰下・一部改正、令元水管規程1・一部改正)

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、指定給水装置工事事業者に関して必要な事項については、市長が別に定める。

(平23水管規程3・旧第5条繰下・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。

(八潮市上水道工事指定店証の返納)

2 八潮市上水道工事指定店規程(以下「旧規程」という。)第6条の規定により、八潮市上水道工事指定店認可証の交付を受けている者は、この規程の施行の日から90日以内に、当該八潮市水道工事指定店認可証を管理者に返納しなければならない。

(主任技術者証の返納)

3 旧規程第10条の規定により主任技術者証の交付を受けている者は、この規程の施行の日から1年以内に当該主任技術者証を管理者に返納しなければならない。

(旧規程に基づく主任技術者に対する経過措置)

4 平成10年3月31日において、旧規程第14条第1項の規定により主任技術者として市に登録されている者は、同条第2項の規定にかかわらず、この規程の施行の日から1年以内の間は、当該主任技術者として登録されている者とみなす。

附 則(平成17年水管規程第1号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成23年水管規程第3号)抄

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。  
(八潮市指定給水装置工事事業者規程の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この規程の施行前に交付したこの規程による改正前の八潮市指定給水装置工事事業者規程様式第1号の規定による八潮市指定給水装置工事事業者証は、この規程による改正後の八潮市指定給水装置工事事業者規程様式第1号の規定によるものとみなす。
- 3 この規程の施行の際現にあるこの規程による改正前の八潮市指定給水装置工事事業者規程様式第2号による用紙については、当分の間、なおこれを使用することができる。  
(八潮市上水道事業給水条例施行規程の一部改正)
- 4 八潮市上水道事業給水条例施行規程(平成10年水管規程第1号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成27年水管規程第4号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和元年水管規程第1号)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和元年10月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規程の施行の際現に交付されている改正前の様式第1号による八潮市指定給水装置工事事業者証は、改正後の第2条第1項の規定により初めて指定の更新に係る申請をしようとする場合に限り、当該申請に基づく決定により新たに八潮市指定給水装置工事事業者証が交付されるまでの間は、改正後の同様式による八潮市指定給水装置工事事業者証とみなす。

4 八潮市上水道事業の設置等  
に関する条例



(水道事業の設置)

第1条 生活用水その他の浄水を八潮市住民に供給するため、水道事業を設置する。

(経営の基本)

第2条 水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営しなければならない。

2 給水区域は、八潮市の区域内とする。

3 給水人口は、95,000人とする。

4 1日最大給水量は、49,300立方メートルとする。

(組織)

第3条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第7条ただし書及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第8条の2の規定に基づき、水道事業に管理者を置かないものとする。

2 法第14条の規定に基づき、管理者の権限に属する事務を処理させるため水道部を置く。

(出資又は長期貸付)

第4条 法第18条の規定に基づき、一般会計から水道事業特別会計に出資できる額は、財政の状況及び事業量に応じ予算で定める。

2 法第18条の2の規定に基づき、一般会計又は他の特別会計から水道事業特別会計へ長期貸付をする額は、財政の状況により定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第5条 法第33条第2項の規定により、予算で定めなければならない水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価格)が2,000万円以上の不動産又は動産の買入れ、又は譲渡(土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

(令2条例16・一部改正)

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第7条 水道事業の業務に関し、法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が700万円以上のもの及び法律上八潮市の義務に属する損害賠償の額の決定で、当該決定に係る金額が200万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の作成)

第8条 市長は、水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては、前事業年度の決算の状況を5月31日までに作成する書類においては、同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、水道事業の経営状況を明らかにするため、市長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかった場合においては、市長は、できるだけすみやかにこれを作成しなければならない。

附 則

1 この条例は、昭和42年4月1日から施行する。

2 八潮町水道設置条例(昭和40年12月24日施行)は、昭和42年3月31日をもってこれを廃止する。

附 則(昭和45年条例第2号)

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則(昭和47年条例第9号)

この条例は、昭和47年1月15日から施行する。

附 則(昭和50年条例第10号)

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則(昭和60年条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和62年条例第22号)

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成2年条例第26号)

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(令和2年条例第16号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

## 5 八潮市直結增壓給水設計施工基準





## 第 1 章 総 則

### 1 趣 旨

この基準は、八潮市（以下「市」という。）において新設される 3 階以上の建物に対する直結増圧給水方式（以下「増圧式」という。）の導入について、当該方式の設計及び施工に関する基本事項の取扱いを定めるものとする。なお、貯水槽給水が必要な建物及び当該建物の周辺の給水に影響を及ぼす場合は、貯水槽方式によるものとする。

### 2 定義

直結増圧給水とは、配水管の圧力を増圧ポンプにより増圧することによって、貯水槽を経由せずに、直接建物に給水する方式の総称をいう。

### 3 適用要件

- (1) 共同住宅及び事務所等を用途とし、瞬時最大使用水量 530 L/min 以下で 15 階程度の建物（ポンプ口径 50 ミリメートルについては、瞬時最大使用水量 261 L/min 以下で 10 階程度の建物）に対する給水であること。
- (2) 配水管の最小動水圧が 0.196 メガパスカル以上確保できる地域であること。
- (3) 申請地付近の消火栓により自動水圧記録計で 48 時間計測を行い、水圧が安定的に確保できることが確認できること。なお、水圧測定は申請者の負担で、計測は八潮市指定給水装置工事業者が行う。
- (4) 水理計算等により必要な水量及び水圧が安定的に確保できることが確認できること。
- (5) 分岐が可能な配水管口径は 75 ミリメートル以上 350 ミリメートル以下であること。ただし、一つの量水器で全体の使用水量を計量する場合は、分岐可能な配水管口径を原則として 100 ミリメートル以上 350 ミリメートル以下とする。
- (6) 配水管から分岐する給水管口径が配水管口径の 2 ランク以下の口径であること。
- (7) 建物の種類や使用目的に応じて、直圧式との併用で給水することができるものとする。（ただし、給水管の分岐口径の範囲内とし、直圧式は 2 階までとする。）
- (8) 既設給水管を使用して直圧式又は増圧式への改造を行う場合は、次の条件を満たすものであること。
  - ア 既設給水管は、経年変化を考慮して上記(1)から(7)までに掲げる要件を満たすこととし、既設の高架水槽は原則として撤去すること。
  - イ 既設給水管は、老朽化等に伴う赤水等の発生による水質異常がないこととし、耐圧試験等により漏水のないことを確認すること。
  - ウ 出水不良、赤水、漏水その他の異常が発生した場合、給水装置の使用者又は所有者の費用負担により給水装置の布設替えを行うこと。

### 4 事前協議

- (1) 直結増圧給水を希望する者は、あらかじめ直結増圧給水事前協議申請書（第 1 号様式。以下「事前協議申請書」という。）を市長に 2 部提出し、事前協議を行うものとする。市長は、事前協議について、異議のないときは、直結増圧給水承認書（第 2 号様式。以下「承認書」という。）を交付する。

- (2) 事前協議申請書には、次に掲げる図書を添付するものとする。
- ア 案内図
  - イ 配置図
  - ウ 給水管系統図
  - エ 水理計算書
  - オ 自記録水圧測定表
  - カ PS (パイプシャフト) 平・立面図
  - キ その他必要とする図書
- (3) 増圧式による給水装置工事の申込者（以下「申込者」という。）は、事前協議の結果に基づき当該工事の設計を行わなければならない。
- (4) 本章第3項第1号に定める建物のうち共同住宅以外の用途に使用する建物（以下「共同住宅以外の建物」という。）は、当該建物の使用形態が明確になり、使用水量が決定した段階で事前協議を行うものとする。
- (5) 事前協議の内容に変更があった場合は、再度協議を行い、改めて増圧式の可否について承認を得るものとする。

## 第2章 給水装置の構造

### 1 給水装置の配管形態

給水装置は、市の布設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具であり、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 原則として、1敷地内につき1給水の引き込みとすること。
- (2) 故障や停電時の対応として、緊急用散水栓を設置すること。

### 2 増圧給水設備

増圧給水設備は、増圧ポンプ及びこれに付帯する管類、継手類、弁類、圧力水槽及び制御盤等の総称であり、設置に関しては、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 社団法人日本水道協会規格の「水道用直結加圧形ポンプユニット (JWWA B 130)」又はこれと同等以上の性能を有するもので、配水管への影響が極めて小さく、安定した給水をすることができるものであること。
- (2) 1建物に対して1増圧給水設備を原則とすること。ただし、同一敷地内に複数の建物（以下この号において「複数棟」という。）があり、当該複数棟の瞬時最大使用水量の合計が530L/min（ポンプ口径φ50ミリメートルについては、瞬時最大使用水量261L/min）以下となる場合は、1増圧給水設備による複数棟への給水をすることができるものとする。
- (3) 増圧給水設備の口径は、増圧給水設備直近1次側の口径以下とすること。
- (4) 吸込側の水圧が異常に低下した場合（配水管の管芯レベルにおける水圧が0.07メガパスカル以下）に自動停止し、水圧が回復した場合（配水管の管芯レベルにおける水圧が0.10メガパスカル以上）に自動復帰するように制御されていること。
- (5) 増圧給水設備の吸込側圧力発信器は、原則として減圧式逆流防止器の直近1次側とすること。
- (6) 増圧給水設備に異常が発生した場合は、増圧給水設備本体又は管理人室等でこれを検知し、確認できること。

### 3 逆流防止装置

逆流防止装置は、給水装置の負圧や逆圧によって発生する逆流を防止し、給水の安全性を確保する手段として設置する器具の総称であり、対象となる給水器具の危険性を考慮し、適切な逆流防止装置の設置を行うため、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 社団法人日本水道協会規格の「水道用減圧式逆流防止器(JWWA B 134)又はこれと同等以上の性能を有する機器で、増圧給水設備の1次側に設置すること。
- (2) 量水器の2次側には、社団法人日本水道協会規格「単式逆流防止弁」又はこれと同等以上の性能を有する逆流防止装置を設置すること。
- (3) 減圧式逆流防止器の1次側には、ストレーナを設置すること。
- (4) 減圧式逆流防止器の中間室逃がし弁の排水は、適切な吐水口空間を確保した間接排水とすること。
- (5) 減圧式逆流防止器は、自動検知装置により増圧給水設備本体又は管理人室等で異常な外部排水の確認ができること。

#### 4 量水器の設置

増圧式による給水装置は、増圧給水設備以降の給水管及び給水栓等に至るまですべて給水装置と位置づけるものとし、八潮市上水道事業給水条例施行規程第15条の規定のほか、次に掲げる事項により量水器を設置しなければならない。

- (1) 建物が共同住宅の場合における給水装置は、原則として、立ち上がり配管で当該配管及び各階への量水器を設置できるパイプシャフト構造とすること。
- (2) 共同住宅以外の建物は、増圧給水設備の1次側に量水器を設置し、全体の使用水量を計量するものとする。ただし、各階、各店舗等にそれぞれ量水器を設置する場合は、共同住宅に準ずるものとする。
- (3) 各階ごとに共用栓等を設置する場合は、量水器を設置すること。
- (4) 緊急用散水栓には、増圧給水設備の1次側に量水器を設置すること。

### 第3章 給水装置の設計

#### 1 計画使用水量の算定方法

給水装置の設計に用いる計画使用水量は、給水装置内に設置されている給水用具のうちからいくつかの給水用具を同時に使用することによって、発生する水量（以下「同時使用水量」という。）とし、次に定める事項により算定するものとする。

- (1) 建物が共同住宅の場合における同時使用水量は、財団法人ベターリビング優良住宅部品認定基準（以下「BL基準」という。）により算出すること。ただし、ワンルームタイプは、ファミリータイプの65パーセントとして算出するものとする。
- (2) 共同住宅以外の同時使用水量は、施設の実態に応じた計算式による。
- (3) 共同住宅部分及び共同住宅以外の部分が混在する場合は、共同住宅部分をBL基準で算出し、共同住宅以外の部分については、施設の実態に応じた計算式により算出し、その水量を合算するものとする。
- (4) 給水装置設計の水理計算は、増圧給水設備の1次側直近において、負圧でないことを確認し、必要に応じて増圧給水設備から末端給水栓までの水理計算を行うこと。

#### 2 給水管口径の決定

給水管の口径は、次の事項を考慮して決定するものとする。

- (1) 給水管の口径は、配水管の最小動水圧時においても、同時使用水量を十分供給できるも

のとし、経済性を考慮した大きさとすること。

- (2) 給水管の口径は、水理計算により決定するものとし、最低作動圧力を必要とする給水用具がある場合は、最低必要圧力に考慮して決定すること。
- (3) 給水管の口径は、原則として瞬時最大給水量時において管内流速が毎秒 2.0 メートルを超えないこと。
- (4) 増圧給水設備の 1 次側及び 2 次側の口径は、原則として同口径とすること。

## 第 4 章 工事の施工

### 1 増圧給水設備の設置位置

- (1) 原則として 1 階以下で、点検が容易にできる場所とし、必要に応じて防音処置等を施すものとする。
- (2) 前項に該当する場所のうち、安定した給水が確保され、かつ、増圧給水設備の機能を有効に活用するために最適な設置場所を選定するものとする。

### 2 配管上の留意事項

- (1) 配水管から分岐した給水管は、共同住宅においては、官民境界の宅地側 1 メートル以内の場所に仕切弁を設置するものとする。また、増圧給水設備の 1 次側、かつ、建物の外側に止水栓を設置するものとする。
- (2) 市が指定する給水管及び給水用具の分岐点は、官民境界の宅地側 1 メートル以内に設置した仕切弁とすること。
- (3) 減圧式逆流防止器の 1 次側には、適切な止水栓を設置すること。
- (4) 立ち上がり管又は各階分岐部分には、止水栓を設置すること。ただし、近接して止水栓がある場合は省略することができる。
- (5) 共同住宅のパイプシャフト内、量水器 1 次側・2 次側の配管及び量水器設置については、原則としてメーターユニットを使用する。
- (6) 増圧式による給水装置は、量水器の 1 次側に減圧弁又は定流量弁等を設置すること。
- (7) 建物の立ち上がり管の最上部には、吸排気弁を設置すること。
- (8) 増圧式で既設給水管を使用する場合は、既設給水管の概要（配管経路、管種口径、使用期間等）を十分に把握し、所有者又は使用者の責任において行うこと。

## 第 5 章 検査

### 1 検査

市は、増圧給水設備の検査については、次の事項について行うものとする。

- (1) 増圧給水設備及び減圧式逆流防止器の設置が本基準に適合していることを確認すること。
- (2) 増圧ポンプ及び減圧式逆流防止器に警報装置が設置されていることを確認すること。
- (3) 事故発生時における連絡先を表記した掲示板が設置され、維持管理体制が整っているかを確認すること。ただし、増圧給水設備についての耐圧試験は不要とする。

## 第 6 章 維持管理

### 1 給水装置工事申込書に係る添付書類の提出

- (1) 申込者は、申込時に直結増圧給水に関する誓約書（第 3 号様式）及び承認書の写しを市

長に提出しなければならない。

- (2) 申込者は、減圧式逆流防止器及び増圧給水装置の保守点検契約書の写しを市長に提出しなければならない。

## 2 維持管理

当該建物の所有者（以下「管理責任者」という。）は、増圧給水設備及び減圧式逆流防止器の維持管理の責任を負うとともに、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 増圧給水設備及び減圧式逆流防止器は、1年に1回以上の定期点検を行い、その記録は1年以上保存すること。
- (2) 停電、故障等により増圧給水設備が停止し、断水となった場合には、1階以下に設置した緊急用散水栓を使用できる旨を建物の使用者に周知すること。
- (3) 増圧給水設備及び減圧式逆流防止器の故障等の場合に備え、非常時の緊急連絡先を設備本体、管理人室等に明示するとともに、建物の使用者に周知すること。
- (4) 配水管等の工事又は量水器の取替えにより断水した場合には、当該作業が引き続き円滑に実施できるように必要な措置を講じること。
- (5) 漏水等の修理及び事故の処理は、管理責任者又は建物の使用者の責任において行うこと。
- (6) 増圧給水設備を含む給水装置の工事費用及び保守点検に係る費用は、管理責任者の負担とすること。

## 3 管理責任区分

当該建物における給水装置の管理責任区分は、官民境界の宅地側1メートル以内に設置した仕切弁の位置までを市とし、それ以降は管理責任者とする。

### 附 則

この基準は、平成22年1月1日から施行する。



## 6 集合住宅のメーターユニット 設置基準





## 集合住宅のメーターユニット設置基準

集合住宅において、メーター前後の配管継手部分の腐食が著しく、検定満了メーターの取替えができない、また、他設備やスペースの関係で交換や修繕ができないといった問題が生じている。このため、八潮市では集合住宅におけるパイプシャフト（P. S）に新設される受水槽等以降のメーターに関してはメーターユニットを設置することとする。

### 1. 適用範囲

この基準は、八潮市水道部（以下、「水道部」という。）の給水区域内において、口径13～25 mmのメーターを受水槽等以降で設置する際に使用するメーターユニットについて定める。

### 2. 基本構造

メーターユニット（以下、「ユニット」という。）の基本構造は、台座上に止水栓、メーター接続器具、逆止弁を取付け、一体とした給水用具とする。

### 3. 基本条件

- (1) 水質を汚染しないものであること。
- (2) 水道部が指定するメーターの取付け、取外しが容易に行え、定期検針及び止水栓の操作等に支障がないこと。
- (3) メーターによる水量の計量に支障がないこと。
- (4) 水道部の停水キャップの取付け、取外しが容易に行えること。
- (5) メーターの取付け、取外しの際、専用工具を使用しない構造であること。
- (6) ユニットは、アンカーボルト、全ねじボルト等で固定できること。
- (7) メーター設置位置の一次側にボール止水栓、二次側に逆止弁が取付けられていること。
- (8) 台座の材質は、ダクタイル鋳鉄等の金属、または同等品とし、その材質に適した防食処理を施すこと。  
また、通常の使用に際して十分な強度、耐久性を有すること。
- (9) ユニットの配管接続部の形状をテーパめねじとする場合は、管端防食コアを内蔵すること。
- (10) ユニットには、止水栓、メーター接続器具、逆止弁の基本器具以外に減圧弁を取付けることができる。その際、減圧弁は取替え等のメンテナンスが容易に行えること。
- (11) ユニットの表面は、滑らかで、鋳造品は鋳巣、割れ、きず、鋳ばり、その他使用上有害な欠陥がないこと。
- (12) 逆止弁は、半永久的に故障しない構造で、容易に点検、取替え等のメンテナンスが行えること。

### 4. メーターの接続

- (1) メーターの接続方式は、スライドハンドルの回転等でメーター接続部を伸縮メーターの圧着にて取付ける方式とすること。

- (2) メーター及びパッキンを圧着することで、メーターとユニットを接続した部分の漏れを防止できること。
- (3) スライド機構をメーター設置位置の一次側に設ける場合、スライドハンドルの回転方向は、流路方向を基準に左回転で開き（メーターを取外すことができる）、二次側に設けるときは、右回転で開く構造とすること。
- (4) メーター接続部のスライド幅は、メーターの取付け、取外し及びこれに伴うパッキンの交換に支障がないよう十分余裕があること。
- (5) メーターを取付けた際、スライドハンドルが固定できないものは、回転防止用結束バンド（3.6 mm×1.5 mm×200 mm）の通る穴をスライドハンドルに設け、本体の一部と連結する等により緩み止めができること。
- (6) メーター接続器具のパッキン当り面には、パッキンを介してメーターをユニットに接続した際、設置されたパッキンにずれ等生じないよう適度な溝等が設けられていること。
- (7) メーター接続器具は、メーターの上水ねじ及び都ねじ（普通ねじを含む）に共用で取付けできること。

## 5. ユニットの性能

- (1) ユニットの性能は、厚生省令第14号「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」における次の基準を満たすこと。
  - ① 耐圧に関する基準
  - ② 浸出に関する基準
  - ③ 逆流防止に関する基準
- (2) ユニットのボール止水栓の性能は、日本水道協会規格「水道用止水栓（JWWA B108）」における4.2止水性能の基準を満たすこと。

## 6. 表示

以下の項目について容易に確認ができ、また、簡単に消えない方法で表示されていること。

- (1) 製造業者名または表示用略号（商標等）
- (2) 口径
- (3) 流路方向
- (4) 止水栓の開閉方向及び開閉角度
- (5) スライドハンドルの開閉方向

## 7. 凍結防止

高層部に設置されるユニットに関しては、水道部と協議し、凍結防止措置を施すこと。その際、保温カバーは容易に着脱ができ、定期検針に際しては最小限の作業量で行える構造とすること。また、止水栓の操作及び停水キャップの取付け、取外し等の作業に支障のないものとする。

## 8. 実施時期

この基準は平成16年4月1日より実施する。

平成22年4月1日一部改正

7 3階建て建物への直結直圧給水  
施工基準



### 3階建て建物への直結直圧給水施工基準

(目的)

第1条 この基準は、3階建て建物へ直結直圧給水（以下、「直結給水」という。）する場合に必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 直結給水の適用範囲は、次の各号に適合するものとする。

- (1) 1戸建専用住宅（2世帯住宅を含む。以下「1戸建専用住宅」という。）又は、18戸以下の共同住宅（以下、「共同住宅」という。）であること。
- (2) 口径75ミリメートル以上の配水管から分岐するものとし、その配水管がループ状になっていて給水する建物に直接面していること。かつ、分岐する給水管の取出し口径は、1段落し以下とする。
- (3) 申請地附近の消火栓により自動水圧記録計にて48時間計測を行い、最小動水圧が0.25MPa以上あること。ただし水圧測定は、申請者の負担で計測は八潮市指定給水装置工事事業者（以下、「指定事業者」という。）が行う。

2 1戸建専用住宅で、3階部分の水栓がトイレ等1栓程度であり、次の条件をすべて満たした場合は、適用除外とする。

- (1) 口径50ミリメートル以上の給配水管から分岐するもの。
- (2) 水理計算を満たしていること。
- (3) 八潮市指定給水装置工事事業者を通じて給水装置工事申込書（給水条例施行規定様式第1号）を市長に提出する際に覚書（別紙）を添付すること。

(給水装置の構造等)

第3条 給水装置の構造及び設計施工は、八潮市上水道事業給水条例（平成9年条例第31号）第7条及び給水条例施行規則（平成10年規程第1号）に準じる他、次のとおりとする。

- (1) 分岐する管の口径は、1戸建専用住宅は25ミリメートル以上、共同住宅においては50ミリメートル以上とする。
- (2) 量水器の口径は20ミリメートル以上とする。
- (3) 給水栓の高さは、分岐道路面より8メートル以下とする。
- (4) 給湯器を設置する場合は、必要水圧が0.03MPa以下で作動する器具を使用する。ただし3階部分の給湯器の使用は別途協議するものとする。
- (5) 給水管の口径決定は水理計算にて行う。
- (6) 各々の住宅において宅地側約1mの位置に第1バルブを設ける。共同住宅の立ち上がり部においては、第2バルブを設置する。パイプシャフト配管では、最上部に空気溜を防止する構造とする。

(事前審査)

第4条 3階建て建物への直結給水を行う者は、八潮市指定給水工事事業者を通じて給水装置工事申込書（給水条例施行規程様式第1号）を市長に提出し審査を受けな

ければならない。提出書類はつぎのとおりとする。

- (1) 給水装置工事申請書
- (2) 給水装置工事委任状
- (3) 案内図
- (4) 平面図、立面図
- (5) 設計図
- (6) 水理計算書
- (7) 自動記録水圧測定表
- (8) 覚書（別紙）

(既存建物への適用)

第5条 既存建物に3階直結給水をする場合は、この基準を適用することとする。ただし、量水器の口径については、別途協議できるものとする。

(承認)

第6条 第4条の申請により審査の結果、適合と認めた場合は申請人に対して給水装置工事承認書により通知する。

(竣工図の提出)

第7条 竣工検査時には、3階直結給水に関する配管状況等の竣工図を提出しなければならない。

(管理責任区分)

第8条 給水装置の管理責任区分（漏水修繕）は第1バルブとする。

(その他)

第9条 この基準に定めのない事項については、別途協議するものとする。

附則

(施行期日)

この基準は平成16年4月1日から施行する。

この基準は平成24年7月10日から施行する。

この基準は令和5年9月1日から施行する。

8 八潮市開発給水に係る給水管及び  
配水管取扱要綱





八潮市開発給水に係る給水管及び配水管取扱要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、給水の適正を図るため八潮市水道事業の給水区域内における住宅団地開発並びに共同住宅及び中高層建築物の建築（以下「開発行為等」という。）に係る給水（以下「開発給水」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開発給水の原則)

第 2 条 開発給水は、周辺地域における水圧及び水量に影響を及ぼさないものでなければならない。

(事前協議)

第 3 条 開発行為等の施行者（以下「申請者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ市長と開発給水について協議しなければならない。

- (1) 計画 1 日最大給水量が 5 立方メートル以上の事業の場合（建て売り住宅又は共同住宅の開発については、全体の計画一日最大給水量を基準とする。）
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が協議する必要があると認めた事業の場合

2 前項の規定により協議をしようとする申請者は、開発給水（変更）申請書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

(開発給水に係る給水管及び配水管の布設等)

第 4 条 申請者は、開発給水に伴い、当該周辺地域の水圧及び水量に影響を及ぼす場合においては、適正な口径の給水管又は配水管の布設又は改良（以下「布設等」という。）をしなければならない。

2 前項の場合において、当該道路に複数の給水管が布設されているときは、当該給水管の整理統合をしなければならない。

3 前 2 項の布設等に要する費用は、原則として、申請者の負担とする。

(協議書の締結)

第 5 条 申請者は、市長との協議に異議のないときは、当該開発給水に関し、開発給水に関する協議書（様式第 2 号）を締結するものとする。ただし、市長が締結の必要がないと認めたときは、この限りでない。

(開発給水の変更)

第6条 申請者は、開発給水を変更しようとするときは、開発給水（変更）申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（申請者の氏名等の変更）

第7条 申請者は、住所又は氏名(法人にあっては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)を変更したときは、氏名等の変更届（様式3号）を速やかに市長に提出しなければならない。

2 前項の場合においては、変更届の事実を証する文書を添付するものとする。  
（開発給水に係る配水管及び配水管の付帯設備の譲渡）

第8条 申請者は、開発給水により設置された配水管及び配水管の付帯設備を市長の工事検査合格後、無償譲渡するものとする。

2 前項の場合においては、公共公益施設採納申込書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

（開発行為等に伴う配水管及び配水管の付帯設備の撤去）

第9条 申請者は、新たな開発行為等に伴い、前条第1項に基づき無償譲渡した配水管及び配水管の付帯設備が不要となった場合には、配水管等撤去届出書（様式第5号）を提出し、申請者の負担により撤去しなければならない。

2 申請者は、前項の規定による撤去後、速やかに配水管等撤去完了届出書（様式第6号）を提出しなければならない。

3 申請者は、配水管及び配水管の付帯設備が布設された土地の所有権その他の権利を移転し、又は設定しようとする場合は、その権利者となる者に第1項に規定する旨を告知し、引継ぎをするものとする。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年2月21日から施行する。